

津幡町訓令第12号

庁 中 一 般
出 先 機 関

津幡町金庫管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年9月22日

石川県津幡町長 矢 田 富 郎

津幡町金庫管理規程の一部を改正する訓令

津幡町金庫管理規程（平成20年津幡町訓令第9号）の一部を次のように改正する。

第1条中「金庫」の次に「（会計課に備付けの金庫をいう。）」を加える。

第5条第1項中「第48条の2の第2項」を「規則第48条の2第2項」に改め、同条第2項に次のただし書を加える。

ただし、金庫管理者が必要と認めるものは、この限りでない。

第6条第3項中「中扉及び外扉を確実に施錠し、ダイヤルは1回転以上回し」を「確実に扉を施錠し」に改める。

第7条第3項中「新たな金庫管理者において、速やかにダイヤルの数字の組合せを変更し」を「金庫の暗証番号を変更する等、適切な措置をとら」に改め、同条第4項中「ダイヤルの組合せ」を「金庫の暗証番号」に改める。

第8条第2項中「ダイヤルの」を「暗証番号入力」に改める。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。